

令和6年第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日（火） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 12名
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明 上村博文
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫 太田桂子
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 芥川清二委員 太田委員
6. 議 事
(1) 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
(2) 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
(3) 議案第43号 農地の競売に対する適格証明願いについて
(3) 議案第44号 農用地利用集積計画の同意について

事務局 只今から令和6年第12回農業委員会総会を開催いたします。本日は全員ご出席ですので定数の過半数を超えています。よって本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせて頂きます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本日は、朝から遊休地の除草清掃、午後からは遊休地解消事業のジャガイモ収穫と大変お疲れ様でした。ジャガイモは天候の影響で例年より少なかった様でした。来年度から遊休地事業を見直して行きたいと予定しています。また、本日この後忘年会を予定しています。皆様よろしくお願ひ致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委

員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長　　まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということ
でよろしいでしょうか。

全委員　　異議なし。

境議長　　それでは、芥川清二委員さんと芥太田委員さんをお願いします。只今よ
り議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説
明をお願いし、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の
議案審議をお願いします。議案第41号「農地法第3条の規定による許
可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番
号1番については、事務局より説明をお願いします。

事務局　　申請番号1番については、花園地区の委員及び事務局での現地調査の結
果、現状のままでは耕作が困難と判断しております。申請者には、耕作
できる状態に回復してから申請するよう指導しておりますので今回は
保留とします。議案書からは削除をお願いします。

境議長　　事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんの
ご意見はありませんか。

全委員　　異議なし。

境議長　　異議なしということですので1番については取り下げと致します。次に、
申請番号2番については、中山委員との関連案件となりますので、一時
ご退席をお願いします。
（中山委員退室）
確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員　所有者は遠隔地在住のため管理が難しいとのこと。ご審議よろしく
お願い致します。

境議長　　確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお
願いします。

事務局	申請番号 2 番について説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 5 分、農業年数は 32 年、農機具を所有し、主たる作物は柿、くろ木になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 2 番について承認します。 (中山委員入室) 次に、申請番号 3 番について、確認委員の上村委員より説明をお願いします。
上村委員	本件は兄弟間の所有権移転となります。何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 3 番について説明します。地図は 6 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は 300m、農機具を所有し、主たる作物は柿、みかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。 弟の所有地を譲り受けて耕作すること、新規就農になりますので営農計画書が添付されています。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について、確認委員の太田委員より説明をお願いします。
太田委員	確認しましたが記載事項のとおりでありました。ご審議よろしくお願い

致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 3 分、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。父親の所有地を譲り受け耕作すること、新規就農になりますので営農計画書が添付されています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 4 番について承認します。次に、申請番号 5 番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は 200m、農業年数は 45 年、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 5 番について承認します。以上、議案第 4 1 号について 4 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、

議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 資材置場を計画されていますが、特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしくをお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は12ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市南区で建設業等を営む法人です。近年の事業拡大により資材置場が不足していたため、事業所近辺で新たに資材置場用地を探していたところ、申請地は幹線道路に近く、面積も十分に確保できることなどから資材の搬入に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番3番について関連しておりますので、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 確認しましたが、記載事項のとおりでした。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。

事務局 申請番号2番及び3番について説明します。地図は13ページ及びスクリーンをご覧ください。申請番号2番の申請人は、熊本市西区で建設業等を営む法人です。事業の多角化に伴いドックランを開業するための転

用申請となります。申請番号 3 番の申請人はこの法人の代表者である個人で、事業拡大により隣接する資材置場に通う従業員用の駐車場やドックラン来客用の駐車場として転用する計画です申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

加悦委員 2 番と関連していますが、ドッグランと駐車場は同じなのか。

事務局 最終地目の確定は法務局の判断となりますが、おそらく両方とも雑種地となると思われます。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番 3 番について承認します。次に申請番号 4 番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 記載事項のとおりでした。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。

事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 14 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、東京都で不動産業等を営む法人です。申請地は閑静な住宅地で、生活に必要な施設等も近く、住宅の需要が見込まれることから、今回の転用申請となりました。隣接する宅地とあわせて、宅地分譲地 4 区画を造成する計画です。なお、申請地は、都市計画用途地域内にある第 3 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 4 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長	異議なしということですので4番について承認します。次に申請番号5番について、確認委員の太田委員より説明をお願いします。
太田委員	特に問題ありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。
事務局	申請番号5番について説明します。地図は15ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、上天草市及び宇土市に居住する夫婦です。仕事の都合で別世帯になっていおり生活環境を整えるため、住宅を建築する計画を建てたところ、申請地は妻の実家に近く、子育てのサポートを受けられることや夫の職場である上天草市にも比較的近いことなどから今回の転用申請となりました。申請地は、支所からおおむね300m以内にあるため第3種農地です。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので5番について承認します。次に申請番号6番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。
加悦委員	記載事項のとおりでした。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。
事務局	申請番号6番について説明します。地図は16ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、下網田町に居住する個人で、経営する醤油製造所の資材置場として使用するため、今回の転用申請となりました。申請地は水路や塀に囲まれ進入口がありませんが、隣接地から必要に応じてはしごをかけて資材を置く計画です。なお、申請地は、支所からおおむね300m以内にあるため第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 6 番について承認します。以上、議案第 4 2 号について、6 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 4 3 号「農地の競売に対する適格証明願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 買受適格証明願は、裁判所で競売にかかった土地や、税務署などで公売にかかった農地を入札しようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明するものであり、この証明がなければ入札に参加することができません。審査する項目については、通常の 3 条又は 5 条申請と変わりありません。申請番号 1 番について説明します。議案書 18 ページをご覧ください。地図は 19 ページです。申請人は現在、熊本市中央区に居住していますが、申請地に隣接する宅地に令和 7 年秋から住宅を建築されます。今回、申請地を駐車場として転用し、車 3 台を停める計画です。申請地は、公共投資のされていない、1 0ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 4 3 号について承認します。次に、議案第 4 4 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 22 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。22 ページ 70 番から 23 ページの 76 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用

権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。23 ページの 77、78 番は、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規設定となります。次に 24 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が 3 6,602 m²、畑が 4,781 m²、合計が 41,383 m²となっています。次に 25 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 12 回総会時点での令和 6 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,930 m²、再設定が 97,098 m²、農業公社による利用権の新規設定が 107,827 m²、再設定が 75,546 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 4 4 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。
鎌賀委員 これをもちまして令和 6 年第 1 2 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 芥川 清二 印

議事録署名人 太田 桂子 印